

平成30年度 第5回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年8月10日（金）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 9名

農地利用最適化推進委員 8名

1 番 藤 平 清 子 君

1 番 渡 邊 通 君

2 番 浅 野 敬 司 君

2 番 大 塚 康 夫 君

3 番 長 沼 一 美 君

4 番 小見川 清 君

5 番 横 田 親 雄 君

5 番 柳 生 利 幸 君

6 番 栗 山 繁 君

6 番 吉 田 修 夫 君

7 番 野 口 裕 司 君

7 番 小 泉 治 久 君

8 番 横 張 清 彦 君

9 番 中 山 進 君

9 番 青 山 和 泉 君

10 番 山 崎 久 司 君

10 番 柳 生 均 君

4. 欠席委員： 農業委員 3 番 吉田和嗣 君

農地利用最適化推進委員 4 番 齊藤正義 君 8 番 吉田 勉 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は17名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番吉田修夫委員・7番小泉治久委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日7月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が4aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

整理番号2番、申請日7月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が40aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を9番青山和泉委員お願いいたします。

9番： 整理番号1番2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。

整理番号1番、現地は、現在、管理休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、整理番号2番、現地は、現在、耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1番： 同譲受人の、先月許可された、阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計98aですが、土地周囲の40～50cm幅を残して耕作しているため、周りに雑草がのびています。要望として、土地全体の耕作をお願いしたいとおもいます。

事務局： 譲受人へ、全体的に耕作するよう、連絡を致します。

議長： ほか、質疑はありませんか。
(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日7月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計2aです。転用理由は、子供の成長により、現在の住居が手狭となったためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成30年9月1日から平成30年12月

1日までです。契約内容は所有権移転（贈与）です。

整理番号2番、申請日7月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積4aです。転用理由は、現在、社宅に住んでいますが、両親と同居する、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は許可日の翌日から平成30年11月30日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番吉田修夫委員、2番を8番横張清彦委員お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。隣地境界についても確認がとれていることや、周辺農地への影響を懸念することがないため、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地でありました。農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することもありますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番： 整理番号1番の申請地は、農振除外をしていたのではないのでしょうか。

事務局： 申請地は、農振除外をしています。第一種農地ではありますが、自己用住宅への転用で、特例となります。

議 長： ほか、質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）＞

議 長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日7月23日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は6a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成9年10月16日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号2番、申請日7月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は19a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を9番青山和泉委員、2番を7番小泉治久委員お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は農地課税であります。現地は碎石敷きで、20年以上、大型車による資材と製品の積み降ろし場として利用してきたため、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成9年の航空写真からも積み降ろしをしている車の状態が見られることから、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

7 番： 整理番号 2 番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は農地課税であります。現地は山林状態であり、農地にもどせる状態ではありませんでした。また、平成 6 年の航空写真からも山林状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 3 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号 7 番が農業委員 8 番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号 1 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 1 9 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5 年の再設定です。
整理番号 2 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 3 6 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5 年の新規設定です。
整理番号 3 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1 筆、面積が 1 0 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5 年の再設定です。
整理番号 4 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1 筆、面積が 3 0 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5 年の再設定です。
整理番号 5 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1 筆、面積が 2 0 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5 年の再設定です。
整理番号 6 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 2 0 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5 年の再設定です。
整理番号 7 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 8 0 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は蕎麦で、5 年の再設定です。
整理番号 8 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、5 筆、面積合計が 1 3 2 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、2 年の新規設定です。

議 長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農業委員 8 番横張清彦委員入室）

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、制限除外の農地の移動届に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

平成30年8月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は15件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

①活動報告

○7月19日（木）中間管理事業説明会〔迫原地区〕

○7月30日（月）むつみ会総会

○7月31日（火）西日本豪雨義援金 日赤〔じゃがいもの収益金 40,000 円寄付〕

○8月 2日（木）・3日（金）稲敷郡協議会視察研修〔宮城県大崎市〕

○8月 9日（木）農地の集積・集約化推進大会〔小美玉市〕

②現地調査及び総会の予定

○9月現地調査 9月 7日（金）当番農委 8番委員横張清彦委員

当番農委 9番委員青山和泉委員

○9月定例総会 9月10日（月）305会議室

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦勞様でした。

午後 4 時 1 0 分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印